

●香川県告示第53号

平成3年香川県告示第38号（児童福祉法施行細則の規定による徴収金の額に係る知事が定める基準）の一部を次のように改正し、令和6年2月27日から施行する。

令和6年2月27日

香川県知事 池田 豊 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第2（2の（1）関係）</p> <p style="text-align: center;">費用徴収基準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1～7 略</p> <p>8（1） 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 当該妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が<u>488,000円</u>以上であるとき。</p> <p>（2） 略</p>	<p>別表第2（2の（1）関係）</p> <p style="text-align: center;">費用徴収基準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1～7 略</p> <p>8（1） 法第22条に規定する助産の実施は、当該妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 当該妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が<u>408,000円</u>以上であるとき。</p> <p>（2） 略</p>